

## 県立学校に対する広島労働局からの行政指導について

県立西条農業高等学校（以下「当該校」という。）の農場管理業務の一部が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）に違反しているとして、当該校が広島労働局から立入調査及び行政指導を受けた。

### 1 実施日

当該校に対する立入調査：令和8年5月19日  
行政指導（書面交付及び内容説明）：6月5日

### 2 対象となった業務の概要

業務名：広島県立西条農業高等学校農場管理業務（請負契約）  
履行期間：令和7年4月1日～令和10年3月31日（長期継続契約）  
業務内容：給餌・牛舎清掃・搾乳等業務、施設警備業務等

### 3 指導内容等

#### (1) 違反法令

労働者派遣法第24条の2（労働者派遣事業の許可を得ていない者から労働者派遣の役務の提供を受けてはならないこと）

#### (2) 指導理由

当該契約（請負契約）においては、受注者は労働者派遣事業の許可を得ていないにもかかわらず、発注者（西条農業高等学校）が農場管理業務について、受注者の従業員に対し、直接・具体的に業務指示しており、実態として労働者派遣事業の役務を受けていたため。

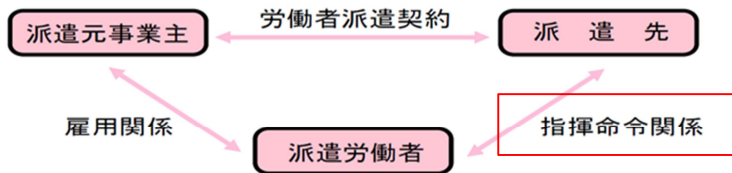
### 4 現状及び今後の対応

- 立入調査後、速やかに当該校では契約事業者の従業員に対し、直接・具体的な業務指示を行わず、教職員が業務にあたることとしており、法令違反状態は解消している。
- 6月30日までに広島労働局から改善報告書を求められているため、当該校や契約事業者と連携・協議し、改善策を検討した上で、報告書を提出する。
- 他の県立学校で同様の事案が生起していないか、この度の事案を周知し確認を行う。

## 労働者派遣事業とは

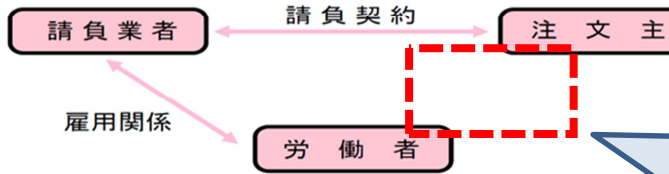
### 1. 労働者派遣事業

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいいます。



### 2. 請負

請負とは、労働の結果としての仕事の完成を目的とするもの（民法第632条）ですが、労働者派遣との違いは、請負には、注文主と労働者との間に指揮命令関係を生じないという点にあります。



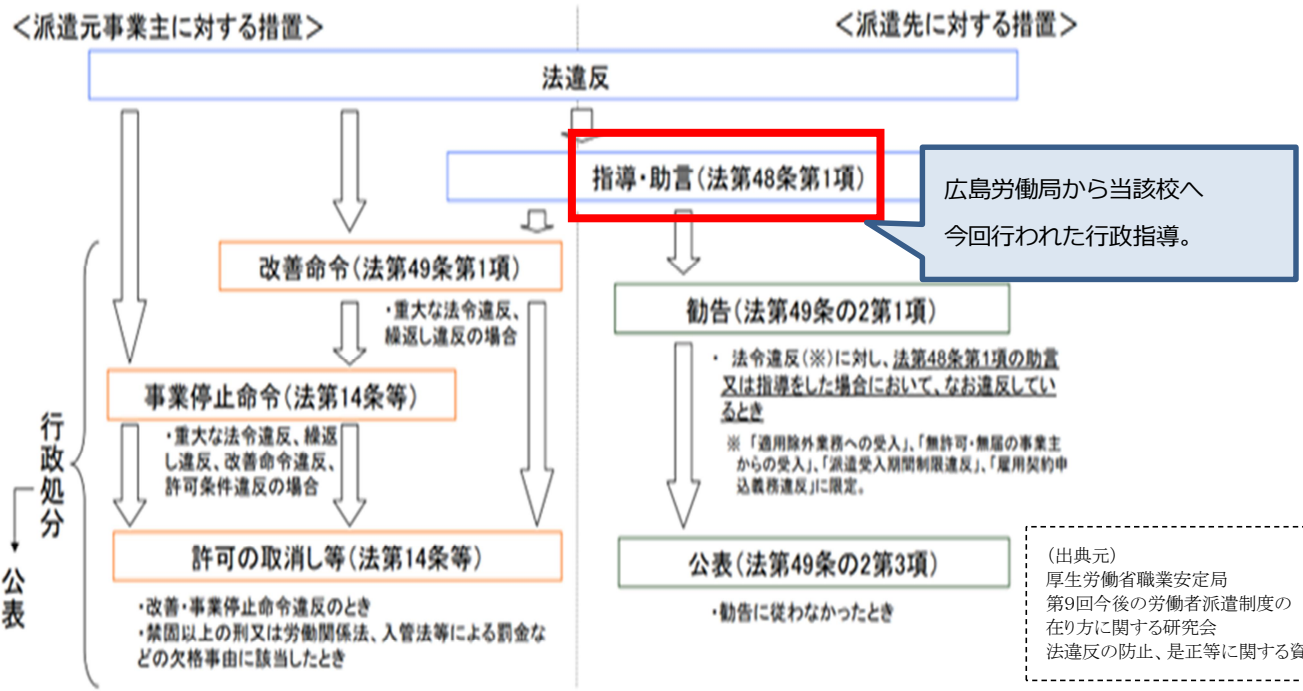
請負契約であるにもかかわらず、教職員が契約先従業員へ直接・具体的な業務指示を行っていたため、行政指導を受けた。

(出典元)  
厚生労働省・都道府県労働局  
労働者派遣・請負を  
適正に行うためのガイド

労働者派遣法(昭和六十年法律第八十八号)(抄)  
第二十四条の二 労働者派遣の役務の提供を受ける者は、派遣元事業主以外の労働者派遣事業を行う事業主から、労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

## ○ 労働者派遣事業に係る法違反の是正措置の流れ

派遣元事業主に対しては、指導・助言のみならず、改善命令、事業停止命令、許可の取消し等の措置を講じ得る。派遣先に対しては、勧告・公表の措置を講じ得るが、指導・助言を前置することとされている。



※ 上記のほか、悪質な法令違反等の場合(罰則あり)においては、刑事告発を検討。

(出典元)  
厚生労働省職業安定局  
第9回今後の労働者派遣制度の  
在り方に関する研究会  
法違反の防止、是正等に関する資料

第四十八条 厚生労働大臣は、この法律（第三章第四節の規定を除く。第四十九条の三第一項、第五十条及び第五十一条第一項において同じ。）の施行に関し必要があると認めるときは、労働者派遣をする事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、労働者派遣事業の適正な運営又は適正な派遣就業を確保するために必要な指導及び助言をすることができる